



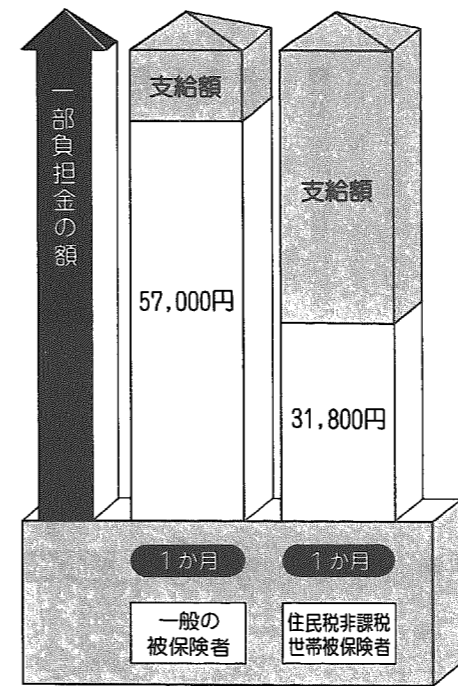
医療費の自己負担額が一定額を超えた場合は、その超えた分が高額療養費として支給されます

国民健康保険からお知らせ

私たちは、いつも家族みんなが健康で豊かな生活を送れることを願っています。しかし、病気やケガはある日突然私たちをおそうかわかりません。そんなとき、大切な役割を果してくれる制度、それが皆さんの加入している国民健康保険です。その国民健康保険制度の中に、もし皆さんが病気やケガなどで病院や診療所などにかかり、その医療費の自己負担額が高額となり一定額を超えた場合、その超えた分を国民健康保険が負担してくれる制度があります。そこで今回は、この制度「高額療養費」についてお知らせしましょう。

高額療養費とは

同じ月に、同じ被保険者が、同じ病院・診療所に対して、五万七千円を超える一部負担金を支払ったときに、その超える額があとで「高額療養費」として支給されます。また、特別の場合には、世帯合算、多数該当などの特例もあります。なお、この高額療養費をうける場合には、役場保健衛生課国保係まで申請しなければなりません。



一部負担金とは……皆さんが病気やケガで病院や診療所にかかったときに、窓口で支払った医療費のことです。

高額療養費は、こんな場合に支給されます。

同じ月に、同じ被保険者が、同じ病院・診療所に対して、五万七千円を超える一部負担金を支払ったときは、その超える額があとで高額療養費として支給されます。また、住民税非課税世帯の場合には、三万一千八百円を超える一部負担金を支払ったときに高額療養費が支給されます(左図参照)



なお、このほかに世帯合算、多数該当などの特例もあります。

では、高額療養費をうけるには？(届出先)

高額療養費に該当する人は、役場保健衛生課国保係の窓口で申請してください。また、高額療養費についてのお問い合わせもお気軽に国保係の窓口へどうぞ。

③ 一部負担金はどうして計算しますか？

① 一部負担金の計算は、被保険者ごとにおこないます……別々の被保険者の場合(たとえば、母親と子ども)は、別々に一部負担金を計算します。合計して計算することはありません。

② 一部負担金の計算の期間の単位は、一か月(暦月)ごとです……高額療養費の支給の基礎となる一部負担金は、一か月ごとに計算します。この「一か月ごと」とは、月の一日から月末までの暦月です。

ご利用ください 高額療養費受領 委任払い制度!

被保険者が、一部負担金のうち、高額療養費相当分を除いた額(例として、800円)を療養取扱機関(病院等)の窓口で支払い、高額療養費相当分については受領を療養取扱機関に委任し、高額療養費を保険者(村)から療養取扱機関に直接支払う制度です。この制度は、村と協定を結んだ療養取扱機関に限ります。なお、高額療養費受領委任払い制度の適用を受けようとする人(世帯主)は、高額療養費受領委任承認申請書を提出しなければなりません。

- 高額療養費受領委任払い取扱協定機関(病院)——新潟市民病院、新潟信愛病院、河津病院、佐潟荘、県立がんセンター新潟病院、桑名病院、西新潟病院、新潟こばり病院、新潟臨港総合病院、新潟脳外科病院、白根緑ヶ丘病院、吉田病院、三之町病院、巻町立病院、県立吉田病院、なお、詳しいことについてはお問い合わせは、役場保健衛生課国保係(☎82-4111、内線111)までどうぞ。



入院して一部負担金を支払ったときには、月が違いますからまとめて計算することはできません。九月二十日から九月三十日までの一部負担金と、十月一日から十月十日までの一部負担金は別々に計算することになります。同一月内に、いったん退院して、また、同じ病院へ再入院した場合には、高額療養費の計算のさいの一部負担金は、同じ月ですからまとめて計算します。

③ 一部負担金の計算は、同一の医療機関(病院・診療所)ごとに計算します……高額療養費の計算のさいの一部負担金は、同じ医療機関ごとに計算します。したがって、同じ月にA病院とB病院の両方に入院して一部負担金を支払った場合は、高額療養費の計算のさいには、両方の一部負担金を合計することはありません。

④ 同一の医療機関(病院・診療所)でも、歯科の一部負担金は別計算になります……高額療養費の計算のさいの一部負担金は、歯科は別計算になります。したがって、同じ月の同じ病院の場合でも、歯科の一部負担金と他の診療科の一部負担金は別々に計算することになります。

⑤ 同じ月でも、入院と通院の一部負担金は別計算になります。ただし、入院中の人が同じ医療機関(病院・診療所)の他の診療科を受診したときは、一部負担金はまとめて計算します……高額療養費の計算のさいの一部負担

④ 高額療養費をうけられる場合

高額療養費は、「③一部負担金の計算のしかた」にしたがって計算した一部負担金の額が、つぎのような場合に支給されます。

高額療養費がうけられる場合	高額療養費の支給額	
	一般の世帯	住民税非課税世帯
① 同じ被保険者に関し、同じ月の一部負担金の支払い額が一定額を超えたとき	57,000円との差額	31,800円との差額
② 世帯合算ができる場合 同じ世帯で、同じ月に、30,000円以上的一部負担金を支払った人が複数いる場合。この場合には、複数の人が支払った一部負担金の額を合計して計算します。(住民税非課税世帯の場合には、一般の世帯では「30,000円以上」のところが「21,000円以上」になります。)	複数の人が支払った一部負担金額の合計と、57,000円との差額	複数の人が支払った一部負担金額の合計と、31,800円との差額
③ 多数該当の場合の特例 同じ世帯で、57,000円を超える一部負担金の支払いが、12か月の間に4回以上あった場合。この場合には、4回目からの高額療養費は33,000円を超える額が支給されます。(住民税非課税世帯の場合には、一般の世帯では「57,000円を超える」のところが「31,800円を超える」に、「33,000円を超える」のところが「22,200円を超える」になります。)	4回目からは33,000円との差額	4回目からは22,200円との差額
④ 厚生大臣の定める特定疾病の場合 長期にわたり、継続的な治療が必要な病気である厚生大臣の定める血友病、または、人工透析の必要な慢性腎不全で治療を受けている場合。この場合には、自己負担は毎月1万円までとなります。対象者は、あらかじめ国保担当窓口で「特定疾病療養受給証」の交付を受けてください。 また血友病については、平成元年度から公費負担医療の対象となりましたので、対象者はあらかじめ都道府県公費負担医療担当窓口で「先天性血液凝固因子障害医療受給者証」の交付を受けてください。		

金は、同一の医療機関(病院・診療所)でも、入院と通院の一部負担金は別計算になります。ただし、入院中の人がその病院の他の診療科(歯科を除く)を受診したときは、一部負担金はまとめて計算します。

⑥ 総合病院は、各診療科ごとに別々に一部負担金を計算します。ただし、入院中の人が同じ総合病院の他の診療科を受診したときは、一部負担金はまとめて計算します……総合病院の内科、外科などの各診療科は、別々の

病院として扱われますので、高額療養費の計算のさいの一部負担金も別々に計算されます。ただし、総合病院の場合でも、入院患者が他の診療科(歯科を除く)を受診したときは、一部負担金が合計されます。

⑦ 国保の給付の対象とならない差額ベッド代、付き添い看護料、歯科差額代などは、高額療養費の計算のさいの一部負担金には含まれません。